

東吾妻 水 だより

Vol.31



■問い合わせ先 上下水道課

物価高騰への家計支援（水道料金減免事業）

今回は、広報ひがしがつま2月号でお知らせした水道料金減免事業について、町の水道契約者分の詳細をお知らせします。なお、組合営水道および自家水道の利用者分については、詳細が決まり次第お知らせします。

また、この事業は国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施します。



減免の概要



面倒な手続きは「一切不要」

町が自動的に計算するため、契約者による申請は必要ありません



官公署を除くすべての契約者が対象

組合営水道および自家水道の利用者を除き、幅広く減免が適用されます

減免額と実施スケジュール



基本料金の6カ月分を減免

基本料金の全額(月額)を、計3回の請求時に減免します



減免対象外の費用に注意

メーター使用料、超過料金、下水道使用料は通常どおり発生します。

水道・下水道の異常(漏水等)を発見したらご連絡ください!!

●連絡の仕方

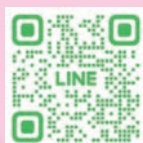
①スマートフォンから右記の二次元コードを読み取り、案内に従って報告をお願いします。



上下水道課
LoGo フォーム
二次元コード



②東吾妻町公式 LINE から通報することができます。



基本メニュータブ
→ 通報
→ 水道・下水道の異常



受信確認は開庁時間に行います。スマートフォンをご利用の際は、周辺状況に十分注意して安全にご利用ください。